

二番 藤澤慎也議員

〔二番 藤澤慎也議員登壇〕(拍手起こる)

◆二番(藤澤慎也議員) こんにちは。議席番号二番、越谷市選出の刷新の会の藤澤慎也でございます。本日は、地元から少数精鋭で応援に来ていただいた方もいらつしゃいますし、また、現職の参議院議員でございます、この間二期目の当選をしまして行田邦子参議院議員も応援に来ていただいていますので、皆さんの期待に応えられるような質問にしたいと思えます。

また、さきにありました竜巻の災害時には、多くの皆様からお声掛けをいただき、また、御支援をいただきましたことを、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきたいと思えます。

まず、被災者・被災地支援についてお尋ねいたします。

去る九月二日、十六日に、私の地元越谷市を含め、本県にて竜巻による大きな災害が発生しました。日本では竜巻による甚大な被害が少なく、ほかの気象災害に比べて予報や備えが劣っていることは否めません。今回の竜巻災害についても、地元の方々から「まさかこんなことが起こるとは」という声を多数お聞きいたしました。

近年、ゲリラ豪雨と言われる集中豪雨など気象災害に変化が起こっておりますが、竜巻も今後身近な災害になる可能性は十分に考えられます。竜巻は予測も含め、その対策が難しいと思えますが、地震と同じく発生した際の身の守り方などを知っているだけでも危険回避には十分役に立ちます。本県においても、既に気象庁が作成しているパンフレット等を活用して、広く県民に避難方法等を周知するとともに、災害対策、避難対策に竜巻も含めていただければと思えます。

ところで、今回の竜巻災害を通じて改めて災害後の救助、生活再建については災害救助法や被災者生活再建支援法に掛かるところが大きいと感じました。そして、その不便さ、不公平さを強く感じました。

例えば、被災者生活再建支援法については、被災者・被災地に不公平感があることは皆様も御存じのことだと思えます。さきの東日本大震災の際に、久喜市で発生した地震に伴う液状化被害についても結局適用されず、今回、越谷市のお隣の松伏町も同じ竜巻での被害でしたが、適用されませんでした。

そこで、以下お伺いをいたします。

現在、都道府県では三十団体が独自の被災者再建支援制度を設けており、そのうち二十三団体が特定の災害にかかわらず、支援をする制度となっております。本県においても、災害救助法、被災者生活再建支援法でカバーできない被災者の生活再建を支えるために、市町村と連携するなどして埼玉県独自の支援制度を構築すべきであると思えます。国の制度や手続を必要としない即座に現場対応できる制度となれば、一層良いと思えます。

特に、被災後の生活再建には何より住居が必要です。全壊、半壊、一部損壊、いずれにせよ寝食ができる場所が定まらなければ、その先にはなかなか進むことができません。県では、公営住宅をいち早く無償提供していただき、今回被災者の皆様も大変感謝しているところであります。

しかしながら、被災地周辺に必ずしも公営住宅があるとは限りません。地元の方々からの要望書にもありますが、被災者の皆様、特に高齢者や子供のいる御家庭は、できるだけ生活圏を変えずに片付けや建替えを進めたいと願っております。何より、住み慣れた地域であれば、友人、知人と励まし合い、助け合うことも容易であると思います。被災者が住み慣れた地域にできるだけ残れるよう、民間賃貸住宅を住宅支援の選択肢に加えることはできないでしょうか。住宅支援を含めた県独自の災害支援制度について、知事の御所見をお伺いいたします。

併せて、さきの住宅支援にも関わるところではありますが、災害救助法に定められている十の救助のうち応急仮設住宅を含む収容施設の供与というものがあり、応急仮設住宅には民間賃貸住宅の借上げも含まれております。これは、県が国にその手続をすれば可能なものと伺っておりますが、現在に至るまでその手続は行われておりません。

知事は、九月三日に被災地を視察された後、県としてできることは何でもやると表明していただいておりますが、なぜこの手続は行われぬのでしょうか、危機管理防災部長にお伺いをいたします。

次に、県立図書館の再編についてお尋ねをいたします。

本年二月定例会の一般質問において、我が会派の菅原議員が県立図書館の再編は地元のみならず、県民全体の関心事であるが、その方向性について知事はどういった判断をされているのかとお尋ねをいたしました。それに対して知事は、現在の県立図書館は三館とも耐震性が十分でなく、県民の安心・安全の観点からも結論は余り先延ばしにするわけにはいかない。地元の意向や県議会の意見なども伺いながら結論を出していきたいと答弁されております。

県の耐震改修促進計画によりますと、県有施設の耐震化は平成二十七年度末までに進める予定になっております。耐震化の期限が迫っている中、県立図書館の再編については、そろそろ方向性を決めるときではないでしょうか。県立図書館は、設立以来長い年月が経過し、その間、時代の情勢は大きく変わっています。また、県内の市町村立図書館の充実には目覚ましいものがあり、県立図書館の在り方を改めて考える時期に至っているのではないかと思います。私は、これからの県立図書館は県民や企業の調査研究に十分応えられるような体制を整え、ビジネスやイノベーションを支援できる図書館にすることが大事ではないかと考えております。

そこで、知事にお尋ねをいたします。

菅原議員の質問から半年がたちましたが、県立図書館の再編について現在、知事

はどのようにお考えでしょうか。改めて御見解をお尋ねいたします。

次に、医療分野の「民主主義のワナ」の解消に向けてお尋ねいたします。

行政サービスは、県民の安心を高め、成長を促す役割を果たしています。そして、医療サービスはセーフティネットとして県民の健康や生命を守っています。例えば、乳幼児の医療費助成があることで子育ての安心につながっていますし、急病時に救急車を呼べば救急病院へ搬送してもらい、医療を受けられます。

反面、こうしたサービスには当然のことながら大変大きなコストがかかっています。乳幼児の医療費助成は、多くの市町村で乳幼児から小学生、中学生へと拡大されてきました。越谷市でも、中学生までの自己負担がゼロとなっています。平成二十三年度の対象者四万七千七百三十一人に対し、平成二十四年度は十一億七千六百万円の事業予算が組まれました。一人当たり約二万四千六百円であります。救急車は一回出動するのに、さいたま市が公表した試算によれば四万二千元かかっていますが、利用者の負担はゼロであります。こうした利便を与えてくれる行政サービスに県民が慣れることには、反作用もあるのではないのでしょうか。

例えば、医療費助成は大きなコストがかかるほか、いわゆるコンビニ受診を生むと言われています。この結果、医療費の増加のみならず、疲弊した医師の退職により医療崩壊の危機が現実になろうとしています。また、救急車のタクシー代わりの利用が増え、医療費が増加するとともに、救急現場では真に必要な患者がたらい回しにされ、死亡に至るケースも出てきています。このまま適正な利用が行われない事態が続けば、結果的に医療費助成を縮小する、また、救急車を有料化するというような結果を招くことになると思います。

上田知事は、米国の経済学者ジェームズ・ブキャナン氏の主張を引用し、民主主義国家は人気取りのばらまき政策により財政悪化に陥る民主主義のワナについて警告を発しています。議会、行政がサービスの分別をすることはもちろんですが、サービスの受給者の分別も必要であります。民主主義のワナを警告する知事は、医療の受給者である県民の意識改革にもリーダーシップを発揮するべきと考えますが、知事の御見解をお伺いいたします。

次に、不要・不急な一一〇番通報についてお尋ねをいたします。

本県では、警察官一人当たりの人口負担が全国一位であり、刑法犯認知件数も全国一位となっております。これらの状況から、本県警察官の業務負担は非常に重いと考えております。このような中、事件、事故を素早く警察に連絡するのに欠かせない一一〇番に不要・不急の通報が後を絶たないと各種報道で取り上げられました。

県警通信司令課によると、今年上半期の一月から六月、県警が受理した一一〇番通報は三十二万六千百十七件、前年同期比で件数で四千五百八十六件、一・四パーセント減少しました。事件や事故の通報など、有効受理とされたのは全体の七九・九パーセントに当たる二十六万四千十八件、前年同期比で一千七十八件、〇・四パ

一セント減少しました。有効受理の件数は、平成二十三年の二十六万八千四百七十二件をピークに、ほぼ横ばいで推移しています。有効受理の内訳は、交通事件事故が最多の二五・六パーセント、六万六千五百六十二件、さらに不審者などに関する各種情報が一八・五パーセント、四万八千二百二十二件、各種照会が一・三パーセント、二万九千四百五十六件であります。各種照会は、有効受理の一割以上を占めていることとなりますが、その約八割が運転免許証関連で、有効期限に関する問合せなど内容は不急なものでもあります。

そして、有効受理とされない間違い、いたずらは六万一千八百七十四件で、受理総数の一八・九パーセントであり、その内容の一部を御紹介すると、「今日は何月何日」、「暇なのでかけた」、「カエルの鳴き声がうるさい」、「眠たくなかったので家まで送ってほしい」など、耳を疑うような一一〇番通報が行われております。各種照会と合わせると、不要・不急の通報が受理総数の二八・〇パーセント、約三割となります。しかも、この割合はここ数年、横ばいとのことです。

これまで、県警ではキャンペーンなどを通して一一〇番の適正な利用について啓発を進めており、また、毎年九月十一日を警察相談の日として、不急、緊急性のない相談や問い合わせに応じる全国共通の警察相談専用電話#九一一〇の活用を周知しています。ここ数年、けいさつ総合相談センターへの相談、#九一一〇を活用した相談は増加しており、その周知の成果は出ていると考えます。また、警察官を毎年増員するとともに、全国に先駆けて勤務管理システムを導入し、様々な行動を効率化することにより、少しでもパトロールなど現場対応を行えるようにと努力をしております。そして、何より五千を超える自主防犯隊、わがまち防犯隊が組織され、正に県全体で安全・安心のために尽力をしております。

しかしながら、例年一一〇番通報の約三割が不要・不急の通報であり、本当に必要な通報を妨げるおそれがあります。生死を分かたず通報に対応が遅れる可能性もありません。このような事態は大変憂慮されるべきものであり、県民にとって安心・安全を阻害されている事態と言えるのではないのでしょうか。より一層の#九一一〇の活用周知とともに、不要・不急の一一〇番を撲滅すべく、悪質ないたずらには毅然とした態度で臨んでいただきたいと思います。今後どのように県民への啓発、対応を行っていくのか、警察本部長にお伺いをいたします。

次に、ビッグデータの活用についてお尋ねをいたします。

IT情報技術の進化で、私たちのあらゆる行動が記録され、ビッグデータとして蓄積されるようになりました。そして、データ処理技術が進み、整理分析が容易になることにより様々な活用が期待されており、注目をされております。ビッグデータ事業の市場は、二〇二〇年には一兆円規模に達する見込みと言われております。昨年七月に、政府は電子行政オープンデータ戦略を策定、本年六月に世界最先端IT国家創造宣言を閣議決定し、公共データの民間開放とともに、ビッグデータの利活用を促進する

ための制度の見直しや成長分野での活用促進を行うこととしております。

本県では、ホンダのカーナビデータを活用して事故対策を実施しています。実際に、事故の減少だけでなく、急ブレーキの回数が減少するといった効果も出ています。この取組は、先進的な自治体のビッグデータの活用方法として全国的に注目を集めています。ほかに、NTTドコモのデータを帰宅困難者対策に活用しています。また、富山市では行政が自ら持つデータを地理情報システム上に展開することにより、効率の良い施設配置につなげるなど様々な施策立案に活用しています。ほかに、国交省などは一部のインフラ施設にセンサーを設けて、集めたビッグデータをリアルタイムで分析して、起きた異常を検知するだけでなく予測しようとする試みも進めています。

このように、ビッグデータの活用により行政課題に対する新たな解決方法を得ることや、リアルタイムに県民のニーズやトレンドをつかむことによって、より効率の良い政策決定が行えるなど、行政サービスの向上が期待されています。また、公共データを民間に提供することにより、行政課題や社会問題の解決に民間の力をより一層活用することにもつながり、さらに、官民それぞれのデータをオープンにして活用していくことで新ビジネスの創出も期待できるのではないのでしょうか。当面はビッグデータ活用の環境整備が必要であり、プライバシー情報の取扱いなどの課題はありますが、今後もこれまでの取組のように積極的にデータ活用に取り組むことは必要と考えます。

そこで、県としてビッグデータの活用についてどのようにお考えか、そして多くの期待のある公共データの公開、オープンデータを今後本県としてはどのように進めていくのか、企画財政部長にお伺いをいたします。

次に、県立高校の日本史教科書採択問題についてお尋ねをいたします。

既に御承知のとおり、学習指導要領で指導を義務付けている国旗掲揚と国歌斉唱を「強制」と記述した実教出版の日本史教科書について、本県の県立高校八校が平成二十六年度から使用を希望していることが報道で明らかになりました。「強制」と記述した同社の教科書をめぐっては、東京都教委が適切でない各校に通知、大阪府教委も一部の記述が一面的だとする見解を各校に通知、神奈川県教委は使用を希望した学校長に再考を促しました。再考要請に対し、一部の反発はあったものの、神奈川県教委の具志堅委員長は最終的に教科書を決定するのは教育委員会、不当だとは思っていないとの見解を示しております。

しかし、本県では学校の判断を優先し、全ての教科書の記述を並べて比較し、生徒に考えさせる教諭用の指導資料集を独自に作成し、文部科学省の検定を通っている教科書だから問題ないと実教出版の教科書採択を決定いたしました。

その後、閉会中に文教委員会が開かれ、改めて実教出版の教科書採択について審議されました。その中で、当時の教育委員会委員長が県立中学校の歴史教科書採択のときと比べて、数の多さからしっかりと教科書を読んでいなかったこと、教科書

の主な執筆者である君島和彦氏が所沢高校卒業式ボイコット事件時のPTA会長で子供たちを扇動したことや、竹島は韓国領と主張していることなどの情報は事務局より知らされていなかったことなどが明らかになりましたが、埼玉県教育委員会は再審査をしないとのかたくなな姿勢を崩しませんでした。やむなく文教委員会では高校日本史教科書の再審査を求める決議が提案され、賛成多数で可決されたと伺っております。

私も実教出版の教科書を一部拝見させていただきましたが、国旗・国歌の強制との記述のみならず、今まで見たことのないくらい一方的な歴史観、いわゆる自虐史観によって書かれているものとの感想を持ちました。例えば、さきの大戦において沖縄戦で日本軍は沖縄県民を集団自決に追い込んだと記載されておりますが、本年七月二十九日に福岡高裁那覇支部で判決が下された、いわゆるパンドラの箱訴訟では、集団自決の軍命令の誤りが立証されております。この件では、我が会派の鈴木代表が現地調査に赴き、当時現場にいた方からの証言を伺っており、むしろ自決をさせてくれと言っていた島の住民に対して、自決してはならんと逆の命令をしていたとのことであります。現在も鈴木代表のホームページに、この証言動画も掲載されており、明らかに事実と異なることが教科書に掲載をされております。

また、実教出版の教科書には日本が朝鮮、台湾を侵略との記載がありますが、先日行われた台北駐日経済文化代表処への日台友好議員連盟の表敬訪問では、台湾大使から、台湾で烏山頭ダムを造り、台湾農業の近代化に貢献した日本の八田與一技師をたたえる資料を頂いたと伺っております。台湾の国民や教科書は八田與一氏の活躍を称賛しているにもかかわらず、ふるさと日本の教科書ではただの侵略と教えるとは全くおかしいことであり、この教科書で教わった生徒たちが果たして自国や故郷に誇りを持っていただけるのか疑問に思います。

これらに限らず、あらゆる箇所ですら事実が疑わしいとされていることが自虐史観に基づき記載されており、大変問題があると思っております。文部科学省の検定を通過しているから、全ての教科書と比較することのできる教諭用の指導資料集があるから補完できるとのことですが、教科書によっては事実でないとの判断から記載をしない事象もあるはずで、そのような事象についてはどのように比較をするのでしょうか。

また、先ほどの沖縄集団自決の軍の強制を記載したものでも、軍命令はなかったと確定された裁判の結果については教科書に当然触れられておりませんが、どうやって事実を教えるのでしょうか。そもそも指導資料集に掲載できるのでしょうか。今回の採択は、指導資料集ありきで後は学校任せとも受け取れますが、本当に大丈夫なのでしょうか。私どもは、未来を担う生徒たちに間違った歴史ではなく真実を伝えていただきたい、その思いだけであります。教育委員会委員長並びに教育長に、この生徒にも配られないでどう公平性を担保できるのかよく分からない指導資料集の中身、今後の方向性について伺いをいたします。

また、今回の一連の騒動によって、持ち回りで教育委員会の委員長が一年ごとに代わる慣例について問題がないとお考えなのか、今後改革するお考えはあるのか、教育委員会委員長にお伺いをいたします。

次に、県立近代美術館の更なるホスピタリティの向上についてお伺いいたします。

さきの六月定例会の一般質問において、我が会派の中屋敷議員が御提案したベビーカー鑑賞会については、ファミリー鑑賞会として早速企画、実現をしていただきました。参加者の反響も良く、是非とも今後も続けていただければと思います。また、子供向け体験プログラムの実施や施設整備など、ホスピタリティ、おもてなしの心を持って様々な取組を行っていく旨をお答えいただきました。その後、県民の方から、こうした取組を是非とも更に高めてほしい、県民目線のおもてなしを更にという声が我が会派に届きました。

例えば夜間開館。現在、県立近代美術館の開館時間は十時から十七時三十分で、十七時までの入館となっておりますが、都内の美術館では二十時頃まで開館している施設も少なくはありません。曜日、季節限定といったところもありますが、仕事帰りに非日常の場が提供でき、気分転換、ストレス解消の一助となるのではないかと御提案です。

また、移動美術館の開催という御提案もありました。交通の便等により、なかなか美術館に行くことができない県民の皆様には素晴らしい作品を見させていただく機会を提供するとともに、より多くの方々に県立近代美術館をPRでき、来館のきっかけづくりの良い機会ともなります。作品の管理、経費等の問題はあるかと思いますが、美術館並びにその収蔵品は県民の財産であり、できるだけ等しく活用できるようにとの思いもあるようです。この移動美術館につきましては、現在行われている施設の大規模改修工事に伴う休館期間中の取組として行われており、今後も何らかの形で継続をしていただきたいと思っております。

今回の御提案は、県立近代美術館を思えばこそ、そして美術館スタッフの御尽力とともに、こうしたお声や思いが多く集まれば集まるほど美術館がより良く、より多くの方々に足を運んでいただけるようになり、ホスピタリティ、心からのおもてなしをより多くの方々に提供することができるのではないのでしょうか。そのためには、まずニーズの把握が必要です。来館者アンケート等によるリサーチや美術館サポーターの方々のお声や思いを伺うなど、なぜ来たのか、どうすれば来るのか、そして何を求めているのか、足を運んでもらう工夫につながります。内部の関係者の知恵だけでなく、外部の知恵も必要と考えます。そして、より多くの方々にお声をいただくためにも、県立近代美術館の取組等を知っていただくことも重要です。

先日、特別委員会の視察で訪問した島根県の足立美術館では、営業部を置き、旅行会社等に営業活動を行っていると同いました。素晴らしい作品や庭園があるから来館者がある、増えるというわけではなく、今に至るまでの努力があってこそ今があると

伺いました。もちろん、財団法人と県営との運営に違いはあると思いますが、PRの一つの考え方であると思います。

例えば、定年を迎え、地域に戻ってきている営業経験者の御協力をいただき、また、美術館サポーターの方々の御近所に展示会の御案内配布やポスター掲示のお願いをしていただくこともできるかもしれません。もちろんツイッターやフェイスブック、SNS等の活用等、様々な情報発信を試みる事が大切であると思います。より多くの県民、県外からのお客様に埼玉県のおもてなしを提供できる場所として、リニューアルオープンする県立近代美術館がどのように今後取り組んでいくのか、さきの県民の方からの御提案を含め、教育長の御所見をお伺いいたします。

また、これらの取組は県立近代美術館に限ったことばかりでなく、博物館等、県内の各施設でも実施できる取組であると考えます。ほかの施設での取組についても教育委員長に御所見をお伺いいたします。

次に、農業分野の研究、技術開発の人材確保についてお尋ねをいたします。

環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPの交渉会合が進んでおりますが、焦点の一つが農産物の関税措置、市場開放となれば日本の農政に影響を与えるため、交渉の行方に注目が集まっております。ただ、農業関係者も黙って見守っているばかりではないようです。アジアをはじめ世界各国で日本の果実の品質は世界一と言ってよいという声上がるなど、日本の農産物に対する信頼感が高いことから、よりおいしい新たな品種を開発し、ブランド化を進め、食品の需要拡大が続く国、地域への輸出を増やすことで強い農業を目指そうと動き出しました。

例えば、果物で人気の高いイチゴ、福岡のあまおうは遠距離輸送に耐える硬さや耐病性を向上させることで海外販売の強化を目指しています。新品種の開発競争を促すもう一つの理由が地球温暖化です。高温等の異常気象による品質低下や生育異常、病害虫などの被害が進んでいるところがあり、その対応、対策が急がれています。本県でもブランド米である彩のかがやきが猛暑による高温障害を受け、大きな被害が出たことは記憶に新しいところでございます。

一方で、日本経済新聞社が実施した調査によると、本州が北限だったサツマイモの露地栽培を北海道が開始、千葉県では亜熱帯果樹の導入が検討されているなど、全国的に温暖化を逆手に取った新しい作物の研究が盛んになっていることも明らかになっています。

ところで、本県内には七つの農業関連研究施設があり、日夜様々な研究開発が行われております。その中の一つ、水田農業研究所に本年一月、環境農林委員会の視察で伺いました。彩のかがやきの高温障害を防ぐための品種改良や技術研究などが行われるとともに、小麦の新品種の栽培技術、在来大豆の安定生産技術など、本県農業の基礎を支える研究開発の一部をかいま見ることができました。ただ、正直なところ、施設や人員体制が十分なのかは疑問に感じるところがありました。

農業は国の成長分野と期待されています。さきに述べたとおり、国内外で激しさを増す開発競争、温暖化対策対応など、全国産地で繰り広げられる切磋琢磨は私たちの食卓を豊かにすると同時に、日本の農業の成長、強い日本の農業実現の一步へとつながります。本県も例外ではなく、品種改良や生産技術向上を積極的に行い、成長とともに強い農業を実現させなければなりません。また、研究開発、技術革新を進めていくことは、本県農業従事者中間層の支援にもつながり、本県農業の底上げにもなるのではないのでしょうか。そのためにも、本県内七つの農業関連研究施設の役割はこれまで以上に重要になると考えます。

そこで、これまでも人員の集約、効率化を図るなど、限りある人員の中で最大限の成果を引き出せるよう尽力してこられたと思いますが、本県の農業を支える研究開発、技術開発、革新を進めるためにも、その人材確保は大変重要であると考えますが、今後どのように進めていくのか、農林部長にお伺いをいたします。

次に、埼玉スタジアム二〇〇二の今後についてお伺いをいたします。

去る九月八日に、二〇二〇年の夏季オリンピックの会場が東京都に決定をいたしました。アジアで開催される夏季オリンピックは、二〇〇八年以来十二年ぶり四回目、日本での開催は五十六年ぶり二回目であります。また、アジアで同一都市の複数回開催は初となり、大変喜ばしく思います。

さて、オリンピックの開催が決定し、今後はその準備が進められます。本県でも、射撃、ゴルフ、サッカーの会場が開設される予定ではありますが、三兆円とも百兆円とも言われる経済効果は、インフラ整備を含めた会場整備にも大きな影響を与えるとされています。そして、その会場整備の目玉の一つがメイン会場に予定されている新国立競技場であります。収容人数は八万人、開閉式の屋根を備え、一部観客席を可動式にしてサッカーやラグビーの試合を行う際には球技専用スタジアムと同様な形態で使用できるなど、正に日本の、世界の最新鋭のスタジアムとなる予定で、オリンピックだけでなく、その後の活用は想像するに余りあります。

オリンピックの開催が決まり、更にはすばらしいスタジアムが整備されたということは、大変喜ばしいこととは思いますが、本県ではただそうも言うてはいられません。本県が誇る国内最大のサッカー専用スタジアム、埼玉スタジアム二〇〇二は、日韓ワールドカップやその後のワールドカップ予選等、国際試合等の日本代表のメインスタジアムとして活用されており、地元の浦和レッズのホームとしても活用されております。今回の東京オリンピックの際にも、サッカーの会場として使用される予定となっております。

しかしながら、現状、埼玉スタジアムの観客動員数は平成十九年をピークに、ここ数年減少傾向にあります。また、二〇二二年のサッカーワールドカップ招致がかなわなかったことを考えると、国際試合の開催数も大きな上積みはしばらく期待できないと思われれます。

こうした状況で、お隣の東京都にこの埼玉スタジアムを超えるスタジアムが誕生すれば、今後全国的な注目を集める日本代表等の試合数が減少することが予想され、注目度、利用頻度ともに低下してしまうおそれがあります。新国立競技場の建設は、二〇一四年夏頃から現施設の撤去、取り壊し、二〇一五年秋頃の着工、二〇一九年竣工が予定されております。この間の約五年間で、やはりサッカーといえば埼玉スタジアムとサッカー関係者、ファンはもちろんのこと、日本中に埼玉スタジアムの存在を知らしめなければなりません。サッカーの聖地を目指すということもお聞きしておりますが、新国立競技場対策をどのようにお考えになっているのか、また、埼玉スタジアムの最寄り駅である浦和美園駅からスタジアムを中心とした地域の開発を含めて、埼玉スタジアムの今後の魅力向上、利用促進をどのように進めていくのか、都市整備部長にお伺いをいたします。

最後に、シラコバトの保護についてお尋ねをいたします。

皆様御存じのシラコバト、昭和三十一年に「越ヶ谷のシラコバト」として国の天然記念物に指定され、昭和四十年に県民の鳥に指定されました。各地で人気のコバトンのモデルにもなっております。越谷市では、昭和六十三年に市の鳥に指定されました。また、童謡「はとぽっぽ」はシラコバトの鳴き声をモチーフにしたと言われております。現在、こども動物自然公園、大宮公園小動物園、智光山公園こども動物園、そして越谷市のキャンベルタウン野鳥の森でシラコバトを飼育しております。

さて、そのシラコバトですが、近年生息地域の縮小、生息数の減少が懸念されております。明治時代に銃による狩猟が解禁され、生息数が漸減しました。しかし、越谷では御猟場が設けられているため、城内で増え続け、ひと頃には鷹狩りの鷹の餌として一千五百羽以上捕らえられていたという記録があります。そして、戦後以降、乱獲、生息環境破壊で激減した時期もありましたが、天然記念物指定などにより徐々に増加し、一九六〇年から六一年の調査では約百六十羽、一九六八年には約五百八十羽、一九七〇年には約一千羽と記録があります。

しかし、平成二十三年に公表された日本野鳥の会の平成二十年の個体数調査報告によると、埼玉県内にて繁殖期四十六羽、越冬期六十八羽と大変減少していることが示されました。

これを受け、本県では改めて平成二十四年度に生息数調査をしました。結果、繁殖期には二十四羽、越冬期には七十六羽が確認され、今回の調査結果からもシラコバトの県内生息数が減ってきていることが明らかになりました。ちなみに、今回の調査にて地元越谷市では確認できなかったことは大変残念であります。

生息数減少の原因として、畜産農家の減少に伴い、主な餌場であった畜舎が減ったことや、鳥インフルエンザ対策で野鳥が入りにくい畜舎構造になってきたほか、猛きん類に襲われていることなどが考えられるとのこと。今回の調査結果を踏まえて、シラコバトに関係する専門家、動物園、行政機関等によるシラコバト保護対策検

討会議が設置され、今後野生における行動圏及び生息・採餌環境の調査を行い、生息可能域、生息区域内の保全対策や動物園での保護増殖を進めていくと伺っております。

上田知事も、本年四月三十日の定例会で、非常に減ってきている、学者や動物園の飼育担当者らと保護政策を考えなければならないところまで追い込まれたと、本格的な保護に乗り出す考えを示しております。本県のシロコバトが絶滅してしまつては、コバトンも忍びないに違いありません。ここは、是非保護に向けて目撃情報などを集めるために、一人でも多くの県民に興味関心を持っていただき、県東部地域だけでなく、県全体で保護繁殖に努め、シロコバトを絶滅の危機から救わなければなりません。

そこで、ピンチをチャンスに変える、県民の鳥シロコバトがクローズアップされる大チャンスと思います。例えば、シロコバトを県内の学校等で保護飼育することにより、子供たちや県民の皆様に県民の鳥シロコバトへの興味関心を持ってもらい、郷土意識を高めるきっかけとしてはどうでしょうか。また、シロコバトの保護を訴えるコバトンを全国にPRすれば、かわいさだけでなく、シロコバトなどの天然記念物の保護を訴えるゆるキャラとして貴重な存在となるのではないのでしょうか。シロコバトの保護について、どのように進めていくのか、また、どのように県民の皆様に興味関心を持ってもらうのか、コバトンの活用等、このピンチをどのように生かしていくのかを含め、環境部長にお伺いをいたします。

以上で私の一般質問を終了とさせていただきます。早口で大変お聞き苦しいところ、申し訳ございませんでした。ありがとうございました。(拍手起こる)

○松本恒夫副議長 二番 藤澤慎也議員の質問に対する答弁を求めます。

〔上田清司知事登壇〕

◎上田清司知事 藤澤慎也議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、被災者・被災地支援についてのお尋ねです。

藤澤議員が発災直後にいち早く被災者の声を聞き、ボランティアとしてがれきの片付けをはじめ、生活再建の支援に働いたことに敬意を表したいと思います。私も翌日に被災地入りして、被害の状況を目の当たりにして甚大な被害に驚いたところでございます。

こうした状況を踏まえて、議員指摘のように、国の制度を補う独自の支援制度について検討が必要ではないかと思いました。制度設計に当たっては、過去の災害での対応に加え、今後起こり得るであろう大規模災害の規模や財政負担、また火災保険などで地道に掛金を払っている人との整合性、こういうものを加えて検討しなければならないのかなというふうに思っております。県民相互の扶助制度としてのレベルがどの程度がふさわしいか、適切かということも市町村からの意見も踏まえてしっかり対応していきたい、このように思います。

独自の支援制度については、被災者生活再建支援法の対象にならない全壊十世帯未満の被災地への支援や、住宅支援などの項目について対応を検討する必要があると思います。被災地の市長さんや町長さんからも話もいただいております。早急に市長会や町村会と独自の災害支援制度についての協議を始めようと思っております。

次に、県立図書館の再編についてのお尋ねでございます。

御指摘のように、浦和図書館をはじめ現在の県立図書館三館は開館後三十年から五十年を経過しており、図書館をめぐる環境は当時と大きく変わっております。この間、県立図書館は市町村立図書館の充実に合わせて専門的な図書に重点を移してきました。そして、今役割や機能についても時代の変化に合わせてどんな形にしていくなかということを考えているところでございますが、基本的には県民が必要とする情報はより高度で専門的になっておりますので、また、IT技術の進歩が格段に進んでおりますので、そうしたことを踏まえて県立図書館の構造を一新すべきではないかと思っております。加えて、御指摘もありましたように平成二十七年までの耐震改修の期限が迫っておりますので、すぐにでもやらなければならない、このように思っております。

そこで、これからの県立図書館が専門的な見地から県民や企業のイノベーションを支援する情報の拠点になるべきだ、そのため現在の三館の機能を集約して、できるだけ県民や県内中小企業の課題解決をワンストップで支援する新しいタイプの県立図書館になるべきではないかと提案しているところでもございます。

また、専門的な図書や情報を豊富にそろえるとともに、未来に引き継ぐべき図書の保存、活用を図るアーカイブ機能も充実させる必要があると思っております。その上で、司書の情報能力やIT技術を活用し、市町村立図書館に対する支援のほか、新規事業を検討している中小企業など、企業や県民からの専門的な調査相談に対応ができるようにするということが重要だと思っております。

また、新県立図書館は北部エリアの市町村立図書館をカバーすることができるよう、現在検討を進めている北部地域振興交流拠点施設に次世代産業支援施設と一体的に整備したいと考えています。図書館と次世代産業支援施設が密接に連携することで、これまでにないイノベーション支援ができるのではないかと思っております。

例えば、海外展開を期待している中小企業に産業支援施設が技術支援を行って、図書館が海外ビジネス情報を提供するなどのことを考えております。また、久喜図書館については県立三館の中で最も利用者が多く、地元自治体から存続の御要望もいただいております。県立図書館の再編については、久喜図書館の耐震改修も含め、県議会にお諮りしながら早急に整備を進めてまいります。

最後に、医療分野の「民主主義のワナ」の解消に向けてのお尋ねでございます。

ジェームズ・ブキャナンは、政府、政治家は有権者の支持を得るために、常にばらまきの政策をとりがちで、結果として財政赤字を生むというような指摘をしております。

す。こうした民主主義国家のワナから脱出するには、行政サービスの負担と受益の関係というものを国民、県民に常に明らかにすることが重要だと思っております。

例えば、国税庁の資料によると、平成二十三年度分の平均給与は四百九万円になっています。そのうち、所得税などが約三十万、医療年金などの各種保険料が約三十万で合計六十万円の負担です。一方、受益を見ると、保育サービスは一人約五十七万円かかっています。また、教育には公立の小学校で約七十七万円、中学校では九十一万円、高校では九十七万円、こういうふうにかかっています。

したがって、小学生一人と中学生一人のお子さんがいれば、教育費だけでも約百六十八万円の公費が投じられていることになります。なかなか百六十八万の税金や保険料を納めている方はいません。

また、基礎年金も一年間に給付される額が約七十九万円なのですが、そのうちの二分の一は税金です。医療費助成についても、県内市町村でも子育て支援の一環として助成の拡大競争が行われている実態があります。

そこで、県と市町村で合わせた分が幾らになるかということ言えば、約二百十九億円のコストがかかっていることになります。このことが御指摘もありましたように、受診回数の拡大や医療の疲弊を招いているのではなかろうかというお話にもなっています。私自身は、医療費が多くかかる小学校就学前まで重点的に助成するのが適当だということで、県はこのレベルに関してはしっかりと支えているつもりでございます。

一方、親の所得により子供の健康に格差が生じており、この格差は医療費無料化でも食い止められないという研究もございます。国立社会保障・人口問題研究所が貧困層と非貧困層に分けて調査した結果、二歳時点で入院を経験した子供の割合は貧困層が一・八五パーセントと、非貧困層の九・一五パーセントよりも三〇パーセント高かったそうです。また、ぜん息による通院割合は、一歳時点で貧困層が四・三六パーセントと、非貧困層の三・二二パーセントよりも三五パーセント高かったということでございますので、医療費の無料化と健康ということに関しては、必ずしも相関関係がないというような指摘をこの研究所は言っております。同研究所の阿部彩部長は、親の所得向上、雇用確保なども含めた多面的で抜本的な貧困対策が必要だと、そのことが健康につながるというようなことも言っております。

政治家は、現状データに基づいて詳細に分析し、有権者に正しく説明する必要があるかと思えます。こうした側面や受益と負担の関係をしっかり見極めて助成を行う必要があると思っております。私は、最小限度、医療費の明細の中に保険料の分を含めて幾らなのか、自己負担が幾らなのか、そしてまた無料の場合でも保険料の市町村や県の負担が幾らなのか、そうしたことについて明細が出るようにすれば、おのずから医療費の金額についても意識をするようになってくるのかなというふうに思っております。「ただだから、何でもいから行っておいで」というせりふはなくなる、このように思います。

また、救急車の有料化については、医療関係者などからも軽症者に関しては有料化を検討すべきではないかという意見が出ております。一方で、安易に有料化すると、緊急を要する場合にためらって救急車を呼ばないような事態を生じるのではないかという反対意見もあります。

また、逆に、お金を払うんだからという意識で、かえって救急搬送が増大しないかというようなこともあるのではないかというふうに言われておりますので、こうした部分に関してはいろいろなアンケートやデータをしっかり調べて考えなければならないのかなというふうに私は思って、これは慎重に取り扱うべきだと思っております。

今回、議員から医療の在り方に関し、大変意義深い御提言を頂きました。現在の限りある医療資源と医療保険制度を守り支えるために、県民、医療関係者、行政がそれぞれ役割を果たしていくべきだと思っておりますし、また、本県医療の厳しい状況や受益と負担の関係を目に見える形で示し、県民の皆様の本気で議論ができるよう説明をしていきたいと思っております。

〔福島亨危機管理防災部長登壇〕

◎福島亨危機管理防災部長 御質問一、被災者・被災地支援についてお答えを申し上げます。

九月二日に発生した竜巻被害が甚大であることを受け、県では国と協議し、その日のうちに災害救助法を適用いたしました。災害救助法を適用すると、全壊世帯に応急仮設住宅として民間賃貸住宅を提供し、その費用の一定割合を国が負担することとなります。今回の場合も、県の判断により民間賃貸住宅を提供することは可能とも考えられます。しかし、災害救助法の運用について、厚生労働省は、公営住宅の提供が原則であり、公営住宅が足りない場合に限り、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を提供できるとの見解でございます。念のため、現在文書で確認のための照会をいたしておりますが、いまだ回答はございません。このため、県の判断で民間賃貸住宅を提供した場合は国庫負担が受けられず、県単独の支援となる可能性がございます。

したがって、国庫の支援を受けられない民間賃貸住宅の提供については、これから市町村と検討する支援制度の議論の対象ともなると考えられますので、今後市町村と協議をしてみたいと存じます。

〔金山泰介警察本部長登壇〕

◎金山泰介警察本部長 御質問四、不要・不急な一一〇番通報についてお答えを申し上げます。

県警察では、一一〇番通報に迅速、的確に対応するため、パトカー等の機動力を生かし、事件・事故現場への早期臨場を図り、負傷者等の救護、被害の拡大防止、被疑者の早期検挙に努めております。

議員御指摘のとおり、不要・不急の通報は円滑な通信司令業務の支障となってお

り、突発的な豪雨や竜巻など特殊な状況においては通報が集中し、一時的につながりにくくなるおそれがあるため、一一〇番受理台の増設等、受理体制の整備を図るとともに、不要・不急の情報を少しでも減らす取組を進めてきたところであります。

御指摘の警察相談専用電話＃九一一〇の県民への周知につきましても、毎年九月十一日、警察相談の日のキャンペーンや交番・駐在所だより、県警ホームページへの登載など、年間を通じ利用促進に取り組んでおります。また、毎年一月十日の一一〇番の日を中心に、一一〇番通報の正しい理解と適切な利用を呼び掛ける広報・啓発活動を積極的に行っております。

さらに、県警察では虚偽通報や無言電話等の悪質な行為に対しては、刑法の偽計業務妨害罪や軽犯罪法の虚偽申告罪等を適用して検挙するなど、厳しい方針で臨んでおります。こうした取組の結果、不要・不急の通報割合は平成二十四年中、二八・二パーセントと前年に比べ三・四ポイントの減少、本年上半期は前年同期に比べ二・一ポイントの減少となっております。県警察といたしましては、不要・不急の一一〇番通報を減らすため、防犯指導や交通安全教室等、あらゆる機会を活用し、県民に対するより多角的な広報、啓発活動を推進するとともに、迅速、的確な一一〇番通報の対応に努めてまいります。

〔中野晃企画財政部長登壇〕

◎中野晃企画財政部長 御質問五、ビッグデータの活用についてお答え申し上げます。

ビッグデータの活用は、IT技術の進歩によって様々な種類の膨大なデータを収集分析できるようになったことから、今までになかったサービスの提供や行政課題を解決するツールとして期待されております。本県では、既に民間企業と連携してビッグデータを活用し、道路整備や防災対策に取り組んでおりますが、この取組以外にも医療、福祉、農業、まちづくりなど様々な分野での活用が考えられます。また、国においてもレセプト・健診情報等のビッグデータを活用して病気の予防に役立てる取組や、道路・橋りょう等にセンサーを設置して社会インフラを管理するという取組を進めようとしています。

このように、ビッグデータの活用には新たな価値を創造する大きな可能性があります。県といたしましても、ビッグデータを積極的に施策に活用していきたいと考えております。

次に、オープンデータへの取組でございます。

これまで、公共データの多くは紙ベースで提供してまいりました。これからは公共データを二次利用しやすい電子データの形で公開することで様々なデータを組み合わせた活用が可能となり、民間企業による新たな事業やサービスの提供につながると考えております。民間事業者からは、県に提出された各種開業届や廃業届の情報、地質に関するデータの二次利用しやすい形での公開を望む声があります。

このようなことから、本年八月、庁内にオープンデータの活用を検討するワーキンググループを設置し、公開できる公共データのリスト作りを進めております。今後、個人情報の保護に十分配慮し、公共データの公開拡大に努めてまいります。

〔千葉照實教育委員会委員長登壇〕

◎千葉照實教育委員会委員長 御質問六、県立高校の日本史教科書採択問題についてお答えを申し上げます。

いずれの教科書も文部科学省の検定に合格したものではありませんが、昨年来の教科書採択に係る教育委員会の審議の中で、歴史的事件や事象の扱いにおいて書きぶりに幅があるという懸念が示されております。そうした懸念を払拭するために、教科書の書きぶりを踏まえ、事務局に対して教員が多面的、多角的な視点から適切な教育指導を実践できるような指導資料の作成を指示をし、準備を進めているところでございます。この指導資料集の作成には、子供たちが自国の歴史や文化の良さを知り、我が国と郷土を愛する心、物事を公正に判断できる力を持ち、健やかに成長してほしいという教育委員の熱い思いと期待が込められております。

したがって、来年度からの活用につきましても、事務局に指示をし、しっかりと取り組ませてまいります。グローバル化が進む中で、我が国と郷土を愛する心を育てることは一層大切になってくると認識しております。今後とも歴史教育にしっかりと取り組んでまいります。

次に、教育委員会委員長の在任期間についてでございます。

法律により、原則として委員の任期は四年、委員長の任期は一年とされています。また、委員長は教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表することとされています。委員長には、教育行政の課題や教育委員会の職務権限に関する知見、委員としての経験が求められますことから、本県では再任された場合でも結果として在任期間は一年余りとなってきております。委員長の在任期間や選出の在り方について様々な御意見があることは承知いたしております。頂きました御意見の趣旨を全委員に伝え、共通認識を図ってまいりたいと存じます。

〔関根郁夫教育長登壇〕

◎関根郁夫教育長 御質問六、県立高校の日本史教科書採択問題についてお答えを申し上げます。

指導資料集につきましては、教育委員から事務局に指示があり、作成しているものでございます。内容につきましては、教員が教科書の記述の違いを把握した上で、多面的、多角的に指導することができるように、教育委員の意見をお聞きしながら教科書の記述比較を中心に作成しております。

次に、今後の方向性でございますが、教育委員の意見や一連の議論の中で頂いた御指摘を踏まえながら、国の見解や公式な統計資料等を盛り込み、充実を図ってまいります。今後は、早期に完成させるとともに、学校に対しては校長会議において指

導資料集作成の意義や活用についてしっかり周知をいたします。また、教員に対しては、全ての高校を対象とした研修会において、その活用方法について周知徹底を図ってまいります。その上で、来年度は教育課程研究協議会や研修会において各学校の実践事例を収集、発表させるなど、その活用と検証に取り組んでまいります。

次に、御質問七、県立近代美術館の更なるホスピタリティの向上についてお答えを申し上げます。

まず、リニューアルオープン後の取組についてでございます。

議員のお話にありますファミリー鑑賞会につきましては、リニューアルオープン後も引き続き実施してまいります。

次に、夜間開館についてです。

夜間開館については、平成九年度から毎週金曜日に実施していましたが、利用者数の減少に伴い、平成二十二年度に終了いたしました。平成二十四年度に実施した草間彌生企画展では、多くの方々に御覧いただくため、月曜の休館日もオープンしました。今後とも休館日の対応を含め、開館時間の弾力的な対応に努めてまいります。

次に、移動美術館の開催についてです。

近代美術館では、これまでも各市町村主催の展示会等に美術作品の貸し出しを行っています。今回の改修工事に伴う休館に当たっては、和光市と連携して移動美術展を行います。リニューアルオープン後は、広く県民の方々に美術作品を楽しんでいただけるよう可能な限り工夫してまいります。

次に、ニーズの把握についてです。

今後は、来館者に限らず広く県民ニーズを把握するため、県政サポーターを対象としたアンケート調査などを実施してまいります。

次に、美術館のPRについてです。

現在、近代美術館ではツイッターなどの新しいサービスを活用した情報提供にも力を入れています。また、今年度から県の学芸員データバンクの一環として、学芸員のプロフィールや業績を紹介するなど、学芸員の顔が見える美術館づくりを進めています。学芸員の個性や魅力をより身近に感じていただき、県民の方々が利用しやすい美術館として積極的にPRに努めてまいります。

次に、博物館等、県内の各施設ではどのように取り組むのかについてです。

博物館などの社会教育施設におきましても、日頃から利用者の声を聞き、各施設の特色を生かしながらホスピタリティの視点を企画展示や利用者サービスに反映していくことが大切でございます。例えば、川の博物館では、荒川の源流から河口まで千分の一に縮尺した荒川大模型があります。ふだんは手に触れることはできませんが、平成二十四年度には目の不自由な方々を対象に手で触れて体験していただく企画を実施しました。今後とも県民のニーズを的確に捉え、積極的にPRに努めるとともに、職員が互いに知恵を出し合いながら、ホスピタリティの向上により一層努めてまいります。

す。

〔高山次郎農林部長登壇〕

◎高山次郎農林部長 御質問八、農業分野の研究、技術開発の人材確保についてお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、本県農業の基礎は技術力であり、その人材確保は極めて重要であります。農業を取り巻く環境の変化に機敏に的確に対応し、埼玉農業の競争力を強化するため、研究開発、技術革新を進める必要がございます。

そこで、課題に応じた職員の機動的な配置を進め、特に重点的に取り組むべき分野には必要な人員を配置しております。例えば、暑さに強い彩のかがやきの品種開発を急ぐため、水田農業研究所に四人の専任の研究者を配置し、研究開発の加速化に努めております。このように、専門的な知識、技術を持つ人材を将来を見据えた研究テーマの下に集め、緊急の課題にも柔軟に対応できる体制を組んでまいります。また、民間や他県、国の機関との共同研究も進めております。国の機関との研究協力で、芳香シクラメンにイオンビームを照射することにより、新たな花色を出現させることに成功しております。このほか、民間の農機具メーカーと共同開発に取り組み、ネギの平床移植機を開発し、生産規模を五ヘクタールにまで拡大した例もございます。今後は民間の技術やノウハウを活用し、農業が新たな成長産業として県内産業をけん引していけるような先端技術研究にもチャレンジしてまいります。

さらに、最新の研究成果や生産技術を県内の産地に適時適切に伝え、生産力のアップにつなげていくことも重要であります。今年度、普及指導の高度化のために配置しております農業革新支援担当を大幅に拡充し、農林総合研究センターに常駐配置いたしました。研究者と普及指導員の連携をこれまで以上に図ることによりまして、最新の研究成果や生産技術を生産現場にいち早く伝えてまいります。こうした取組を更に進めることにより、試験研究機関の総合的な技術力を高め、埼玉農業の強みを遺憾なく発揮できるよう必要な人材の確保に努めてまいります。

〔南沢郁一郎都市整備部長登壇〕

◎南沢郁一郎都市整備部長 御質問九、埼玉スタジアム二〇〇二の今後についてお答えを申し上げます。

埼玉スタジアム二〇〇二は、ワールドカップブラジル大会アジア最終予選の日本代表戦四試合全てが開催されるなど、アジアを代表するサッカースタジアムとして国内外で高い評価をいただいております。また、本県のサッカー振興にも大いに寄与してまいりました。

御質問の新国立競技場対策をどのように考えているのかについてでございます。

まずは、現在、国立競技場で行われている全国高校サッカー選手権や天皇杯などの決勝戦の誘致を行い、新競技場の完成までにサッカーの聖地としてのブランド力をより一層高めていきたいと考えております。また、施設面では平成二十五年三月に二

台の大型ビジョンの改修が完了し、現在スタンド部分にLEDによる帯状映像装置の設置を進めており、サッカーシーンの多彩な映像演出をしております。

さらに、新国立競技場完成を見据えたスタジアムとするため、Jリーグや県サッカー協会などの関係者と施設の運営整備について意見交換を行い、欧州のスタジアムの優れた事例などを伺っているところです。今後は各方面からも御意見をいただき、これらを整理した上で魅力アップにつながる施設の運営整備などを検討してまいります。

次に、スタジアム周辺地域の開発についての御質問でございますが、アクセス性の向上とにぎわいのあるまちづくりが重要と考えております。浦和美園駅からスタジアム周辺を含めた地域では、都市再生機構により土地区画整理事業が進められており、現在幹線道路が完成するなど事業進捗は約九割となっております。南側エリアについては、浦和美園駅を中心に大型商業施設やマンションが立地し、基盤整備はほぼ完了しております。また、スタジアム周辺など北側エリアについては、新たな大型商業施設の建築も始まっております。

しかし、スタジアム周辺の土地利用はまだまだこれからであり、一層の促進を働き掛けてまいります。その中で、地元さいたま市や地権者と意見交換をしながら、埼玉スタジアムに足を運びたいくなるような魅力あるまちづくりの形成が図れるよう、ソフト面の対策を含めて検討してまいります。

〔畠山真一環境部長登壇〕

◎畠山真一環境部長 御質問十、シラコバトの保護についてお答えを申し上げます。

まず、シラコバトの保護をどのように進めていくかについてでございます。

平成二十四年度に県が実施した生息状況調査で、野外での生息が最も確認をしやすい冬の調査で七十六羽まで減少していることが分かりました。そこで、昨年十二月に専門家による保護対策検討会議を立ち上げ、具体的な保護計画の策定に向けた検討を進めてまいりました。

まず、今年度はシラコバトがどのような環境で生息し行動しているのか、何を主食としているかなどの調査を実施してまいります。この調査の一環として、県のホームページやラジオ番組を通じて県民の皆様にも目撃情報の提供を広く呼び掛けています。その結果、これまでに四十一件の貴重な目撃情報が寄せられています。こうした調査を踏まえ、保護増殖の目標数や方法を定める保護計画を今年度中に取りまとめる予定です。

一方、東松山市のこども動物自然公園など県内四つの動物園において、現在九十一羽のシラコバトを飼育しております。シラコバトは、環境が整えば繁殖が比較的容易であることが動物園で確かめられています。将来的にシラコバトを野生に復帰させることも念頭に置いて、動物園での保護増殖についてはしっかり進めてまいります。

次に、どのように県民の皆様に興味関心を持ってもらうかについてでございます。

シラコバトを県内の学校などで保護、飼育するという議員からの御提案につきましては、早速教育委員会と協議してまいります。また、動物園以外にも県施設などに展示箇所を設け、できるだけ多くの県民の皆様に直接見ていただく機会を増やしてまいります。

コバトンを活用した取組としては、コバトンとシラコバトを組み合わせたロゴマークを作成し、職員の名刺、環境関連の刊行物や事務用封筒に使用し、シラコバトの保護を広く呼び掛けてまいります。そのほか、シラコバトを飼育している動物園と連携したイベントの開催、コバトン先頭にシラコバトファンクラブを結成するなど、多くのアイデアが出ています。多くの県民の皆様にシラコバトを応援していただけるよう、更に知恵を絞ってまいります。コバトンにも頑張ってもらいまして、このピンチを県内の貴重な動植物の保護に対する理解を広めていくチャンスにしていきたいと考えております。